

調査業務等請負契約書作成要領

九州地方整備局HPの契約書様式（「調査業務等請負契約書」ファイルをダウンロードし、下記要領により作成してください。

(1) 契約年月日及び履行期間

公示文、説明書、指名通知及び見積依頼等を参照。

(2) 契約保証金

表紙、「契約保証金」の右に 免除 と記載する。

(3) 受注者が設計共同体の場合

「本書2通を作成し」の「2」を「設計共同体を構成する者数+1」の数に修正する。

(4) 契約の保証について

第4条を削除し、上段余白に 第4条削除 とし各自押印する。

(5) 前払金について

※ 対象業務でない場合

第34条、第35条及び第36条を削除し、上段余白に 第34条削除、
第35条削除、第36条削除 とし各自押印する。

注：第34条、第35条、第36条が同一ページに記載されている場合は、
「第34条、第35条及び第36条削除」とし各自押印してもかまわない。

(6) 部分払について

※ 部分払がある場合

第37条中、「この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。」の「〇」に入札説明書の支払い条件に記載された回数を記載する。

※ 部分払がない場合

第37条中、「この請求は、履行期間中〇回を超えることができない。」の「〇」に0を記載する。

(7) 第50条について

簡易公募型指名競争入札方式（総合評価落札方式）の場合は、第51条を追加する。
別紙1を切り取り、契約書の第50条の上より貼付し、境目を各自契印する。

セントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約外の事項）

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

（受注者の提案した技術資料に係る業務計画）

第50条 受注者が提案した別表に掲げる事項について、受注者の責によりその履行がなされなかった場合は、業務成績の評定において評点を減ずるものとする。

（契約外の条項）

第51条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

貼付し、割り印をする。

契印

